

病院事業の在り方見直しに関する申し入れ

平成21年2月

三重県議会

病院事業の在り方見直しに関する申し入れ

平成 21 年 2 月 2 日

三重県議会健康福祉病院常任委員会

三重県議会では、公営企業の在り方について検討するため、「公営企業事業の民営化検討委員会」を設置し、病院事業の民営化への移行についての検討など、平成 19 年 2 月に最終報告書を取りまとめたほか、平成 20 年 2 月には「県立病院等調査特別委員会」において、病院事業の地方公営企業法全部適用の検証や、民営化にこだわることなく、県民福祉の向上といった視点から、県立病院の経営形態の見直しに取り組まれるよう、知事に申し入れを行ったところであります。

その後、当局におかれては、平成 19 年 7 月に「みえ経営改善プラン」を改定し、平成 18 年 5 月に設置された「病院事業庁（県立病院）あり方検討委員会」での議論も踏まえながら、県立病院のビジョン、経営方針、具体的な行動に向けた取組等を明らかにすることとされました。

国の医療制度改革では、伸び続ける医療費を抑制することを目的に、生活習慣病の予防や長期入院の是正などの医療費適正化方針が示されるとともに、平成 16 年度から導入された新臨床研修制度などにより、地域の医師不足の影響による診療科の廃止・縮小や、近年の診療報酬のマイナス改定の影響などもあり、県立病院の経営を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

一方、平成 19 年 12 月に、国の「公立病院改革ガイドライン」が出され、自治体病院を設置している地方公共団体において、ガイドラインを踏まえた「公立病院改革プラン」を策定し、自ら、病院事業改革に取り組むよう求められています。

このようなことから、平成 19 年 7 月に、県立病院の役割や機能を明確

にし、病院事業の在り方について検討を行うことを目的として、「病院事業の在り方検討委員会」が設置され、8回の検討委員会を経て、平成20年9月9日に、県立病院の運営形態の見直しなどの内容が知事に答申されたところであります。

健康福祉病院常任委員会としましても、「病院事業の見直し」を本年度の重点調査項目として取り組んできたところであり、去る10月3日に委員会を開催し、当局より、「病院事業の在り方検討委員会」の答申内容と今後の対応方針について説明を求めるとともに、11月20日には、「病院事業の在り方検討委員会」委員長をはじめ、県立病院長を参考人として招致する委員会を開催し、見直しの考え方や現場の意見について聴取を行い、議論を重ねてまいりました。

この度、こうした調査や議論を基に、健康福祉病院常任委員会としての一定の結論を得ましたので、今後、病院事業見直しにかかる県の考え方をまとめるにあたり、基本的事項及び病院等個別事項について下記のとおり申し入れます。

なお、国の医療制度改革の在り方や医師の卒後臨床研修を見直すなど、医師の不足・偏在を解消し、地域医療を守るための対策が早急に講じられるよう、国に対し強く働きかけるよう要望します。

記

基本的事項

1. 県民福祉の向上に資するものであること

広域自治体(県)が設置する医療機関は、県民の福祉の向上に資するべき施設として存するものであります。具体的には、公的医療機関としての県立病院には、民間参入が困難な、また、市町や一部事務組合などが担うには財政的に一定の限界がある、救急医療、高度医療、

へき地医療、災害医療など公共性の高い分野を担う責務があります。今後、それぞれの地域の実情を考慮しつつ、県民福祉の向上の観点から、すべての県民に適切な医療を提供するといった原則に基づいた見直しを行われること。

2 .地方公営企業法全部適用のより具体的な総括と今後の運営形態の見直しに伴う改善の見込み及び地域医療に及ぼす影響の明示

「病院事業の在り方答申」の中で、地方公営企業法全部適用の成果と検証について、県立病院を取り巻く厳しい環境の中で、収支を大きく改善するための主な課題として、(1) 診療機能の特化や規模の適正化、(2) 迅速に対応する経営管理体制とそれを支える事務部門の強化、(3) 人材確保と病院経営における給与のあり方、(4) 企業職員としての意識改革の4点が挙げられ、現在の病院運営では抜本的に解決が難しいと結論づけられています。これまで取り組んできた地方公営企業法全部適用の取組をより具体的に総括されるとともに、答申で提案された運営形態の見直しによって、これらの課題が抜本的に改善される見込みがあるのか、その理由・根拠等について明示すること。

なお、4病院の運営形態の見直しに伴い、地域医療体制に変化が生じると考えられることから、地域に及ぼす影響などについても、併せて明らかにされること。

3 . 病院長のリーダーシップの強化

病院事業は、これまで病院事業庁が経営上の責任とともに、指導力、調整力を発揮し、4病院を束ねる形で取り組まれてきました。しかし、病院事業庁は、県と病院との間に立ち、責任や権限といった面で必ずしも十分ではなく、4病院を含めた病院事業庁全体の動きが悪く、外部環境の変化に柔軟に対応できない組織構造となっていたと考えます。病院長が名実ともに経営責任者として、責任と権限を明確にし、

柔軟に運営方針等を決定できるよう、人事、予算面などに踏み込んだ、リーダーシップの強化策を盛り込まれること。

4 . 職員のモチベーションの維持・向上

病院を構成するのは、病棟などの構造物、医療器材、病院経営のための予算のほか、最も重要なのは医療の担い手である職員であります。しかし、近年、医師・看護師不足により、医療現場の疲弊は著しい状況であり、職員の責任感やモチベーションが病院を支えていると言っても過言ではありません。本県の医師・看護師不足は著しく、医療崩壊が危惧される地域もあることから、見直しの検討の中で、職員のモチベーションの維持・向上策を検討されるとともに、特に、今回の病院事業の見直しに際しては、県立病院で働く職員が不安を募らせ、モチベーションの低下を招かないよう、経営形態の変更等見直しの如何にかかわらず、地域医療を守るといった姿勢を明確にされること。

病院等個別事項

1 . 総合医療センターについて

県立総合医療センターは、本県の約44%の人口を有する北勢地域（北勢保健医療圏）の中核病院として、救急医療（救命救急センター）、高度医療、周産期医療、災害医療、感染症への対応のほか、医師の教育機関としての機能も含め、地域の医療体制の維持・確保など公的病院として様々な役割を果たしていくことが求められています。答申においては、「柔軟かつ迅速で、責任を持った病院経営が可能な一般地方独立行政法人に移行することが適当である」とされているところですが、今後、北勢地域（北勢保健医療圏）の医療需要に対応し、特に、市立四日市病院との機能分担の明確化のほか、周辺の医療機関との連

携を進めていくためには、医療政策上の支援や四日市市との調整も必要なことから、県との連携や十分な関与が可能な運営形態とされること。

2．こころの医療センターについて

こころの医療センターは、津市（平成18年2市6町2村合併）に立地し、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づく県の精神科病院として、精神科救急医療の提供、法律に基づく政策医療、精神科医療従事者の育成、医療・保健・福祉機関との連携などに取り組むほか、災害時には被災者等のこころのケアを受け持つなど、精神科医療を中心として様々な役割を果たしていくことが求められています。答申においては、「地方公営企業法全部適用を継続させ、期限を区切って課題に取り組み、改善が見られない場合は指定管理者制度に移行する」とされています。当病院については、県の関与の必要性が高く、全部適用継続は妥当であると考えられますが、特に今後は、病院長のリーダーシップを発揮した病院経営が求められるため、病院経営に精通した外部人材の登用など、事務部門の強化策を盛り込まれること。

3．一志病院について

津市白山町に立地する県立一志病院は、過疎化、高齢化が進む白山・美杉地域を医療圏とする病院であり、地域ニーズに応じた医療提供（在宅支援等）予防医療の推進、緩和ケアを通じた人材育成に取り組むほか、平成19年度からは、包括的医療として社会的要請がある家庭医療を通じた人材育成にも力を入れています。今回の答申においては、「保健、医療、福祉の領域にまたがる高齢者ケアの転換を踏まえ、県立としては廃止し、地域ニーズに応えられる事業者へ委譲する」

とされています。近年、医師不足の影響で診療体制が危機的状況にあるとともに、市町村合併の進展により、県立病院としての位置付けが不明確になっている側面もあります。

一志病院で取り組んでいる家庭医療を県内に広めて、他の専門医と連携し、安定した医療を提供するなど、家庭医療の政策医療への位置付けについて検討されること。

4．志摩病院について

志摩市（平成16年5町合併）及びその周辺地域を医療圏とする県立志摩病院は、救急医療、へき地医療、精神医療（合併症対応）、災害医療のほか、観光客への医療提供など、医療資源の少ない地域にあって、公共性の高い様々な取組を進めており、地元住民の期待も大きく、地域の中核病院としての役割を果たしていくことが求められています。答申では、「へき地医療等支援のノウハウを持つ事業者が病院管理を行うことを前提として指定管理者制度を導入する」とされています。

当地域は、医療資源に乏しいことに加え、伊勢市の救命救急センター（山田赤十字病院）へのアクセスも相当程度の時間を要する状況にあります。また、志摩病院の医師も減少の一途をたどり、産婦人科、小児科などの診療科が制限、縮小される事態となるほか、平成21年度から、内科循環器科医師の退職に伴い、診療体制のさらなる縮小が見込まれるなど、医師の確保が喫緊の課題となっています。このように、県立4病院の中でも、特に、志摩病院を取り巻く医療環境は厳しいものであると認識しています。

地域の実情を踏まえて、地域医療を守るという観点を第一義として、医師の確保がなされ、地域の中核病院としての機能を維持できるよう、慎重に検討されること。

5 . 病院事業庁について

病院事業庁は、これら県立4病院の組織人事、経営企画、財務、行政対応などを担い、病院事業の統括者としての役割を果たしてきました。答申の中では、「病院への経営支援」、「本庁組織と病院現場の協働関係」、「機動的な人事管理等」について課題があり、「4つの病院をそれぞれの組織として分離させるとともに、病院事業庁は廃止・縮小する」と結論づけられています。病院長の責任と権限の強化が図られる結果として、必然的に、病院事業庁の権限・機能等は縮小されるものと考えます。前述の地方公営企業法全部適用の検証結果を踏まえ、事務部門の在り方や組織体制を見直されること。

以上